# ID:　399

## 担当部署:　福祉課

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **処分の概要** | | 特例介護予防サービス計画費の支給 | | | | |
| **法令名**  **根拠条項** | | 介護保険法　第59条第1項 | | | | |
| **法令番号** | | 平成9年法律第123号 | | | | |
| 【基準】  　法第59条第1項各号及び政令第29条の規定による。  　(特例介護予防サービス計画費の支給)  第59条　市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス計画費を支給する。  (1)　居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス(指定介護予防支援の事業に係る第115条の24第1項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数並びに同条第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業者により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。  (2)　指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。  (3)　その他政令で定めるとき。  以下　略    　介護保険法施行令  　(特例介護予防サービス計画費を支給する場合)  第29条　法第59条第1項第3号に規定する政令で定めるときは、居宅要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定介護予防支援を受けた場合において、必要があると認めるときとする。 | | | | | | |
| **標準処理期間** | | | 30日 | | | |
| 備考 |  | | | | | |
|  | | | | | | |
| **設定年月日** | | | | 平成27年10月1日 | **最終変更年月日** | 年　　月　　日 |